

募集要項（掲出条件）

<p>共通</p>	<p>(1) 「盛岡市広告掲載要綱」及び「盛岡市広告掲載基準」に従うこと。</p> <p>(2) 広告主（広告を掲載することができるもの）は、次のとおりである。</p> <p>ア 市内に本社又は営業所を有する会社法人、医療法人、企業組合等及び個人事業主等</p> <p>イ 国、政府機関、地方公共団体、独立行政法人等</p> <p>ウ 市内に事務所を有する公益法人</p> <p>(3) 広告に広告主の氏名又は法人名並びに所在地及び連絡先を明示すること。</p> <p>(4) 広告内又は広告を収める枠等に「広告」である旨を明記すること。</p> <p>(5) 広告掲載期間中、広告主が決定しない場合は、受注者の自社広告又は「広告募集中」である旨を掲載することができる。</p> <p>(6) 点検作業等のやむを得ない事情により、広告を掲載できない場合がある。</p> <p>(7) 広告の掲載及び撤去に要する費用は、広告取扱業者が負担すること。</p> <p>(8) 広告の掲載及び撤去に当たっては、安全に十分配慮すること。</p> <p>(9) 広告の掲載及び撤去の作業日程は、別途市と協議すること。</p>
<p>本庁舎</p>	<p>(1) 「盛岡市庁舎広告掲載取扱要領」に従うこと。</p> <p>(2) 広告掲載希望日の12営業日前までに、申込書等を管財課（本庁舎本館4階）へ提出すること。</p> <p>(3) エレベーター外扉及び本館階段蹴込み板へのラッピングは、「盛岡市庁舎広告掲載取扱要領」第3に定める広告の掲載基準のほか、次のことを遵守すること。</p> <p>ア 極端に鮮やかな色や蛍光色等による著しく華美な広告でないこと。</p> <p>イ 黒一色等による著しく暗い広告でないこと。</p> <p>ウ 広告のデザイン等が来庁者に不快感を与えるおそれや、本庁舎1階の雰囲気や損なうことなく、洗練されたデザインとすること。</p>
<p>公用車</p>	<p>(1) 「盛岡市公用車広告掲載取扱要領」に従うこと。</p> <p>(2) 広告掲載希望日の12営業日前までに、申込書等を管財課へ提出すること。</p> <p>(3) 運行予定がない場合がある（運行状況は、募集要項（別紙）を参照）。</p> <p>(4) 車両を変更し運行する場合は、市がマグネットシートの貼り替えを行う。</p>
<p>業務用端末</p>	<p>(1) 「盛岡市業務用端末広告掲載取扱要領」に従うこと。</p> <p>(2) 広告掲載希望日の12営業日前までに、申込書等を情報企画課（本庁舎本館6階）へ提出すること。</p> <p>(3) ネットワークに未接続の状態である場合、広告は表示されない。</p>